

資格 番号	受 講 資 格	実務 経験 年数
1	技能検定合格者(1級、単一等級)【電子回路接続及びバルコニー施工除く】	—
2	大学卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	2
3	短期大学又は高等専門学校卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	4
4	応用課程の高度職業訓練修了者(技能照査合格者)	1
5-1	専門課程の高度職業訓練修了者(技能照査合格者)	3
5-2	専門課程の高度職業訓練(規則別表6)修了者	4
6-1	普通課程の普通職業訓練修了者(技能照査合格者)	6
6-2	普通課程の普通職業訓練(規則別表2)修了者	7
7	短期課程の普通職業訓練(700時間以上、規則別表4)修了者	10
8	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10
9	外国の大学卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	2
10	旧法の認定職業訓練(3年)又は技能者養成(改正前の労働基準法認可)修了者	7
11	高等学校卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	7
12	旧法の職業訓練(2年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)修了者	8
13	旧法の基礎的な職業訓練(1年及び1,800時間)又は改正前の職業安定法の職業補導(1年及び1,824時間)修了者	10
14	旧法の施行前の失業保険法の施設の職業訓練(1年及び1,824時間)修了者	10
15	改正省令の改正前の家事サービス職業訓練施設の免許職種に関する職業訓練担当者	—
16-1	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者(技能照査合格者)	3
16-2	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
17-1	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者(技能照査合格者)	6
17-2	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7
18	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10
19	厚生労働省職業能力開発局長が認めるもの	—